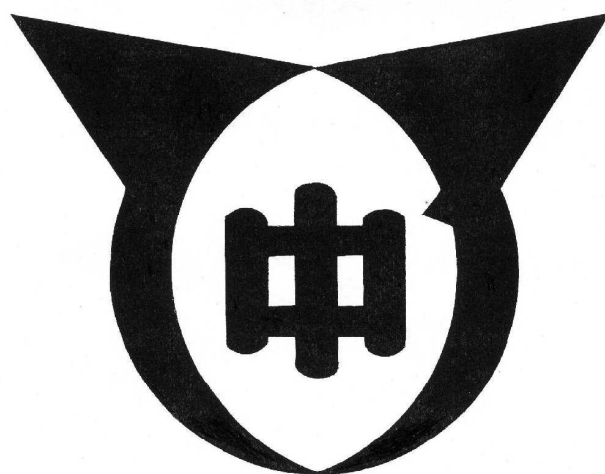


甲賀市立城山中学校
いじめ防止基本方針



平成26年（2014年）4月制定
令和 2年（2020年）4月改定

甲賀市立城山中学校

目 次

1、はじめに	・・・・・・・・1.
2、いじめの定義	・・・・・・・・1.
3、いじめの禁止	・・・・・・・・1.
4、いじめ未然防止のための組織	・・・・・・・・1. 2.
5、学校全体としての取り組み	・・・・・・・・2.
学校の基本姿勢	・・・・・・・・2.
(1) いじめ未然防止のための取り組み	・・・・・・・・2.
(2) いじめの早期発見	・・・・・・・・2. 3.
(3) いじめへの対処	・・・・・・・・3.
(4) 家庭および地域との連携	・・・・・・・・3.
【家庭】	・・・・・・・・3.
【地域】	・・・・・・・・3.
(5) 関係機関との連携	・・・・・・・・4.
6、重大事案への対処	・・・・・・・・4.
(1) 重大事態の意味について	・・・・・・・・4.
(2) 事実関係を明確にするための取り組み	・・・・・・・・4.
7、基本方針の見直し	・・・・・・・・4.
8、いじめ防止等に向けての年間計画	・・・5. 6.
本校のストップいじめアクションプラン	・・・・・・・・7.

甲賀市立城山中学校 いじめ防止基本方針

平成26年(2014年)4月1日制定
令和2年(2020年)4月1日改定
甲賀市立城山中学校長

1、はじめに

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応は学校における重要課題のひとつである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに城山中学校のいじめ防止等に関する基本的な方針を策定する。

いじめ問題への取り組みは、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、すべての生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2、いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、生徒等に対して、学校の内外において一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット、スマホ、ラインを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、良好な関係を再び築いた場合であっても（「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対処をする場合もあるが）いじめに該当するためけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 2 「生徒」とは、本校に在籍する生徒をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行うものをいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団などを言う。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのようであっても、いじめられている生徒の感じる被害性による見極めが必要である。

3、いじめの禁止

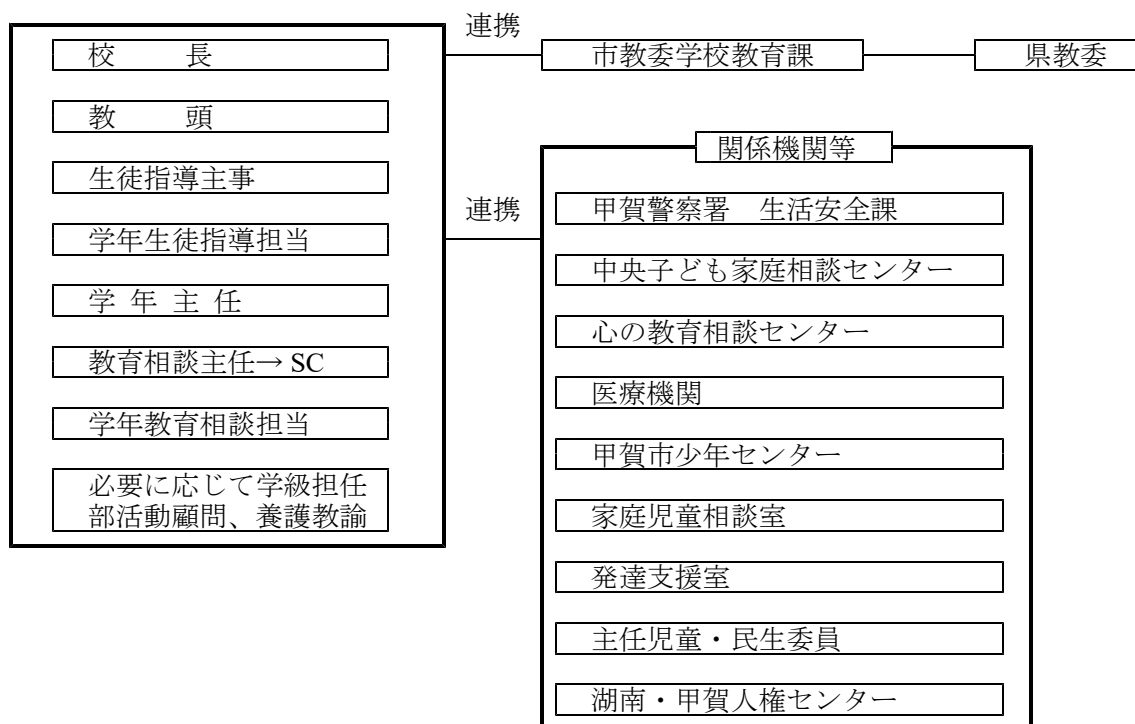
本校生徒は、いかなる事があってもいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4、いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた生徒の立場に立って問題の解決にあたらなければならない。そのためには、生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（城山中学校いじめ防止対策委員会）を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ いじめ防止対策委員会（いじめの認定を含む）



5、学校全体としての取り組み

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応にかかる教職員の資質能力向上を図る取り組みをもとに、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する取り組み方法を具現化し実践していく。こうした取り組みを徹底することによって、「いじめを許さない」学校を目指す。

(1) いじめ未然防止のための取り組み

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことや傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させ、日々の活動の中で一人ひとりをしっかり見とれるよう取り組みを進め、すべての生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動やいじめを許さない学校風土をつくり出そうとするいじめ防止に資する活動等、生徒自身の主体的な活動を支援する。

また、パソコンやスマートフォン等を利用したインターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為であることから、生徒に対して理解させる取り組みを推進するとともに実態把握を行い、迅速かつ的確に対処できる体制の整備に努める。

- ① 生徒等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 生徒があらゆる活動の中で、自尊感情を高められ、自己有用感や自己存在感が持てる取り組みを進める。
- ③ 道徳教育、人権教育および体験活動等の充実を図る。
- ④ PTA や地域の関係団体等との協力体制を構築するとともに、相談窓口の周知に努める。
- ⑤ 情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進する。

(2) いじめの早期発見

日常の生徒理解や未然防止の取り組みとともに、いじめが発生した際には迅速な対応が求められる。そのためには、周囲の大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを見逃したり、隠したりすることなく積極的にいじめを認知し取り組みにあたる。

- ① いじめの早期発見のため、個別ライフノート、定期的なアンケート調査、個別教育相談、部活動個人記録、業間における巡回指導を実施する。
- ② 欠席時の早期家庭訪問、SCによるカウンセリングを実施する。

- ③ さまざまな電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制や環境を整える。
- ④ 保護者へいじめ防止対策委員会の周知を図り、訴えやすい体制を整える。
- ⑤ PTA や地域・家庭・関係機関等と連携して生徒を見守っていく。
- ⑥ いじめと思しき内容については、迅速かつきめ細やかな対応を行う。
- ⑦ いじめの防止、対処等が専門知識に基づき適切に行われるよう、研修を充実させ、組織的対応力や危機管理能力を高める。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し事情を聴き取り、さらに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 被害者、加害者、周囲の者からの聴き取り
- ② 被害者・通報者の安全確保
- ③ 保護者への連絡
- ④ 教育委員会への報告・相談
- ⑤ 学校としての組織対応
- ⑥ 被害保護者・加害保護者への説明
- ⑦ 被害者の思いを踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関や弁護士、医師等の外部専門家との連携
- ⑧ 教育相談機能や福祉、医療、司法、警察等を活用した加害者の指導
- ⑨ 被害者との連絡を密にした被害者への継続支援
- ⑩ 聴き取りや対応内容の記録

また、パソコンやスマートフォン等を利用した書き込み等によるいじめや不適切な書き込みについては、被害の拡散を防ぐため、地方法務局等の指導のもと、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなどの必要な措置を講じる。

いじめの認知解消にあたっては少なくとも次の2点の要件を満たしているものとするが、再発する可能性が十分あることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

- ① いじめが止んでいる状態の3ヶ月間以上の継続
- ② 心身の苦痛の有無を確認する被害者及び被害保護者への面談

(4) 家庭および地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【家庭】

学校と保護者が一体となった取り組みをするために、生活指導通信、学年通信、学級通信等の情報発信を行い、いじめに関わる情報を伝える。また、情報・啓発文書等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取り組みを実施する。さらに、教職員が、家庭での子どもの様子を聴き取り、生徒が抱える問題に、共通認識で対応できるよう取り組みを図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ PTA の活動で、いじめ未然防止のための啓蒙、研修の充実を図る。

【地域】

校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題について話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から意見をいただきながら取り組みを進める。また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、スポーツ少年団指導者、クラブチーム指導者等の協力を得て、地域での子育ての在り方や、親子での取り組みを通して、地域として子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会で協議し、意見をいただく。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との連携が必要である。「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものについては、早期に警察に相談することとし、生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の思いへの配慮も踏まえた上で、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取り組みとの連携を図る。
- ② 生徒の学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6、重大事案への対処

(1) 重大事案の意味について

重大事案とは、いじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② 相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記の目安にとらわれず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたり、市いじめ防止基本方針学校および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年度 3 月文部科学省）」に従って適切に対応するものとし、学校が調査の主体として不適切な場合は、市教育委員会がこれにあたり学校は全面的に協力する。

(2) 事実関係を明確にするための取り組み

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつから（いつ頃から）か
- ・ 誰から行われたのか
- ・ どのような様態だったのか
- ・ いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題点は何か
- ・ 学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。また調査においては、累積性、遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

7、基本方針の見直し

随時、基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8、いじめ防止等に向けての年間計画

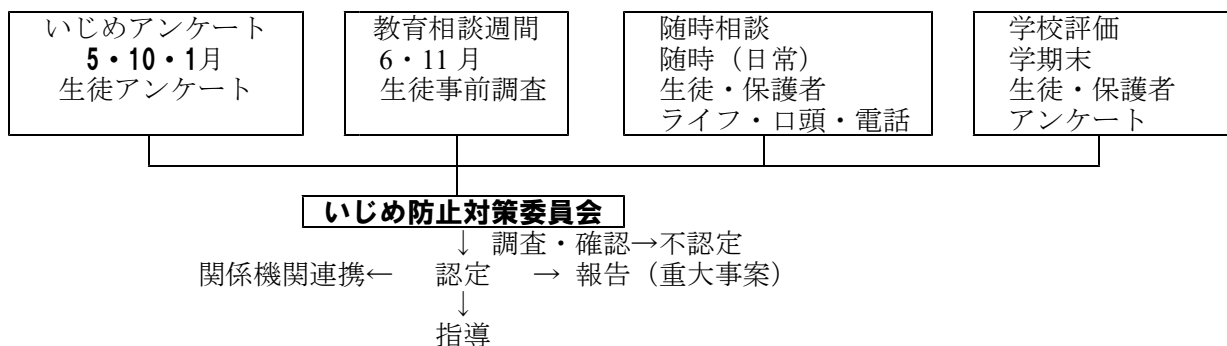
令和2年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立城山中学校)

□：教職員の取り組みや活動 ○：生徒の取り組みや活動 △：PTAの取り組みや活動
 ◇：地域の取り組みや活動
 (特に重点的に取り組む内容・・・■：●：▲：◆のマーク)

	教職員・生徒の取り組みや活動	PTA・地域の取り組みや活動
4月	■職員研修(昨年度までの取り組み)(職員会議) ○2年道徳「生命の尊重」 ■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	△ PTA への協力要請 (スローガン、活動の協力)
5月	○3年道徳「生命の尊重」 ○学活・身の回りの人権を考える I ●いじめアンケート実施(下旬)集約 ●教育相談アンケート実施(中旬) ■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	
6月	○学活・よりよい人間関係を築くために ■個別教育相談<教育相談週間> ■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	△ PTA 指導部巡回指導
7月	○生徒会「シャイニングスマイル」週間 I ○△生徒、保護者学校評価アンケート ■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	△ PTA 指導部巡回指導
8月	■いじめ問題職員研修 ■夏季休業中の問題行動の経過報告	◇少年センターとの見守り指導
9月	■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	◇生徒会・生活安全課キャンペーン
10月	○学活・身の回りの人権を考える II ●いじめアンケート実施(上旬)集約 ■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	△ PTA 指導部巡回指導
11月	■個別教育相談<教育相談週間> ○△生徒、保護者学校評価アンケート ○1 道徳「相手の立場を考える」 ■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議) ○教育相談アンケート実施(下旬)	△ PTA 指導部巡回指導
12月	○3 道徳「生命の尊重」 ○人権について考える(人権週間の取り組み) ■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	△ PTA 指導部巡回指導

1月	○学活・身の回りの人権を考えるⅢ ○生徒会「シャイニングスマイル」週間Ⅱ ●いじめアンケート実施（下旬）集約 ■教育相談・生徒指導の経過報告（職員会議）	
2月	○1 道徳「命の重み」 ○2 道徳「寛容」 ■教育相談・生徒指導の経過報告（職員会議）	△ PTA 指導部巡回指導
3月	■教育相談・生徒指導の経過報告（職員会議）	
年間を通して	● 学級においてライフノートを記入、1日の振り返りを行う・・・毎日点検 ○ 部活動記録ノートを記入、部活動の振り返りを行う ■ 授業中と業間に各階に職員を配置、観察等見守り指導にあたる・・・毎日 ○ 生活委員による放課後の週番活動。教室美化、施錠、残留生徒の確認・・・毎日 □ 教師による自転車の施錠確認・・・毎日 ○ 生徒会による挨拶運動・・・毎週<金> ■ いじめ防止対策委員会の開催 事案発生時は随時開催	※SCとはスクールカウンセラー

9、 重点化した取り組み部分



- 「いじめ」に特化したアンケートを、年間3回、記名式で行う。5・10月のアンケートは家庭で記入、シークレットファイルにて回収する。
- 教育相談については、いじめも含めた悩みを対象とし、相談する教職員も生徒が選択できるようにする。
- 部活動記録を記入、部活により個人記録の導入も検討する。
- いじめ防止対策委員会を立ち上げ、アンケートや随時相談、教育相談や部活記録からの情報を整理・集約し範囲や事実確認を行う。いじめであると判断した場合は、指導の過程について協議する。重大な事案については、教育委員会への報告、関係機関と連携を取る。

